環境センター事案「求償」

法的な場で賠償を確定すべ



代表質問

市長

森脇 徹 議員

問

問

当該者が出向き、

市長

応いたします。

督促し 理解を求めていきたいと 考えています。

市長

私が決裁した請求書です

問 供された「請求書」本 ここに当事者から提

と認識しています。

問

るか。 ても、文章の間違いが 2か所ある。確認でき 文がある。何度見直し

申出いただければ丁寧に対 ておりません。そのような 事は、ご本人が担当部局へ が、そのような報告は届い 判断された請求書が、 こんな扱いでよいの 業者に届いていない。 支払った職員もいる。 方、重要な賠償と

か。

るか。 員に求償した事例があ 害賠償事件において職 合併後11年間で、 損

詳細な答えは控えます。 現在発送しております。

マ損害賠償事案や医療事故

市は求償していない

市制移行後、マキノドー

た。また、悩みながら 長に回答書を提出され 求償に応じない」と市 名で「重大な過失を犯 る。結果、十数名が連 や家族を苦しめてい 応する」と迫り、 い場合、提訴含めて対 までに支払いに応じな したとの認識はなく、 21名には、「8月末 本人

市長 は応じているのか。

求めて行きたいと考えてい 様々なケースがあります 督促しながら、理解を

内コンサル業者には届 が問われる。また、県 みで、請求書の有効性 いているのか。請求に 違いを担当部と確認済

問 自分に債務があると

方法は講じています。

市長 があるかないか、はっ いのではないか。債務 求償を確定するしかな る。法の場で損害賠償 認識していない方もあ きりするしかない。

市長

いか。

気概と責任を持って、仕事 うことは、組織の体をなし をしていると認識していま ていない議論であります。 萎縮や決済がどうこう言

問 受けて業務を遂行して 職員が上司の決裁

られることは、職員に も、処分や求償が科せ 萎縮が起こるのではな

